

さかいしでんししんせい しんせいとりさ 【堺市電子申請システム：申請取下げ】

もうしこみご じたい ばあい もうしこみきかんちゅう ていせい ひつよう ばあい しんせい とりさ ひつよう
申込後に辞退する場合や、申込期間中に訂正が必要な場合は、申請の取下げが必要です。

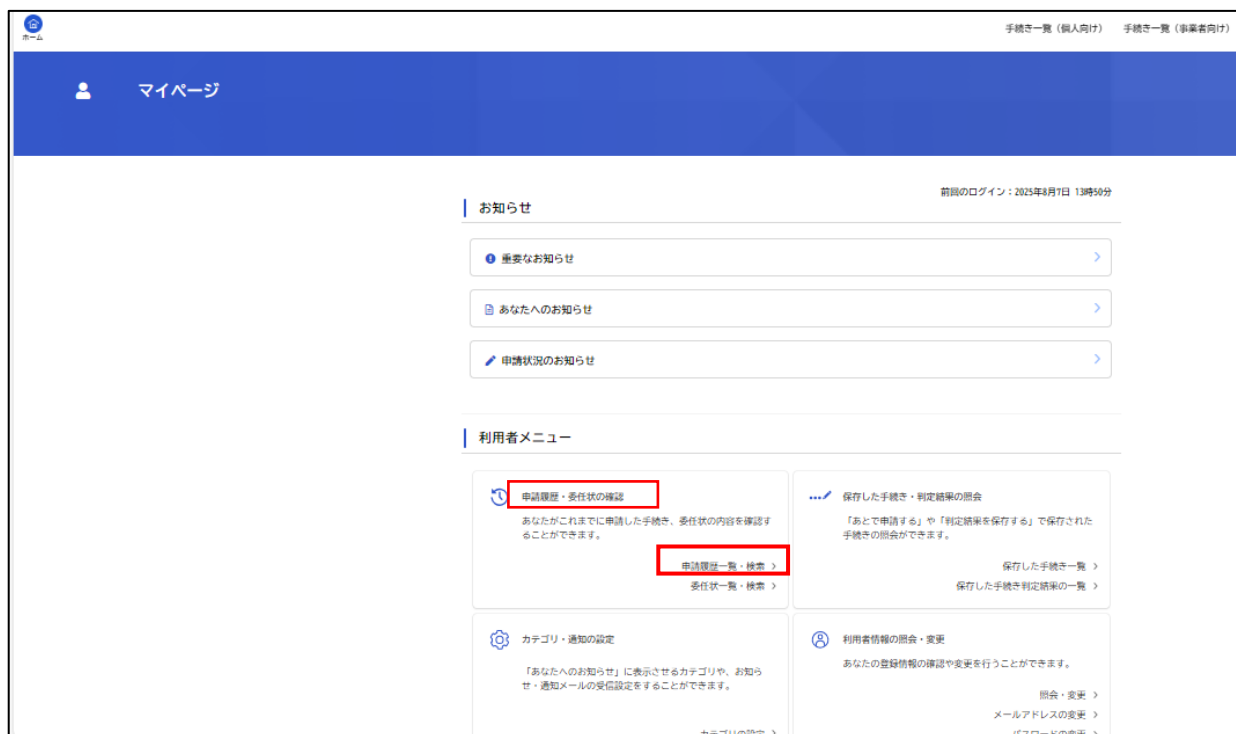
い か しんせいとりさ そうさせつめい
以下、申請取下げの操作説明です。

しんせいとりさ ほうほう ＜申請取下げの方法＞

- ① さかいしでんししんせい みぎうえ しめい
堺市電子申請システムにログインし、右上の氏名をクリックする。



- ① 「マイページ」 > りようしゃ しんせいりれき いにんじょう かくにん ない しんせいりれき いちらん けんさく
「利用者メニュー」 > 「申請履歴・委任状の確認」 内 「申請履歴一覧・検索」をクリックする



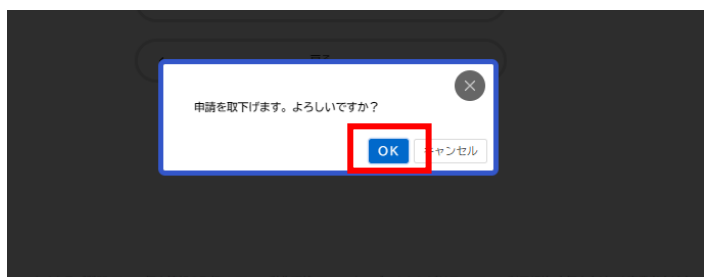
- ③ 「^{しんせいりれきいちらん}申請履歴一覧」 > 「^{たいしやう しんせい}対象の申請」をクリックする



- ④ ^{しんせいにいよう こうもく ひょうじ}申請内容が項目ごとに表示されるので、下までスクロールし、「^{しんせい とりさ}この申請を取下げる」をクリックする



- ⑤ かくにん が め ん ひょうじ 確認の画面が表示されるので、「OK」をクリックすると、とりさ しんせい かんりょう 取下げ申請が完了



＜とりさ ごと さいしんせい ほうほう＞ ＜取下げ後、再申請する方法＞

しんせいご もうしこみきかんちゅう ていせい ひつよう ばあい とりさ しょうり さいどしんせい ひつよう ほうほう しゅるい
申請後、申込期間中に訂正が必要になった場合は、取下げ処理し、再度申請が必要です。方法には 2種類あります。

【パターン①】いち さくせい なお さいしんえい ばあい さかいしでんしんせい もうしこみほうほう さんしょう
【パターン①】一から作成し直し、再申請する場合：【堺市電子申請システム：申込方法】を参照してください。

か こ しんせい しょう さいしんえい ばあい い か そうさせつめい さんしょう
【パターン②】過去の申請を使用し、再申請する場合：以下の操作説明を参照ください。

① さかいしでんしんせい もうしこみほうほう さんしょう すす
【堺市電子申請システム：申込方法】を参照し、④まで進み、「過去申請を使用する」をクリックする

② しょう か こ しんせい せんたく か こ しんせいいちらん ない たいしょう しんせい
「使用する過去の申請の選択」＞「過去の申請一覧」内、「対象の申請」をクリックする

③ とりさ しょうり ないよう はい がめん ひょうじ ていせい ひつよう さいにゆうりよく しんせいかんりよう
取下げ処理した内容が入った画面が表示されるので、訂正が必要なところを再入力して申請完了させる